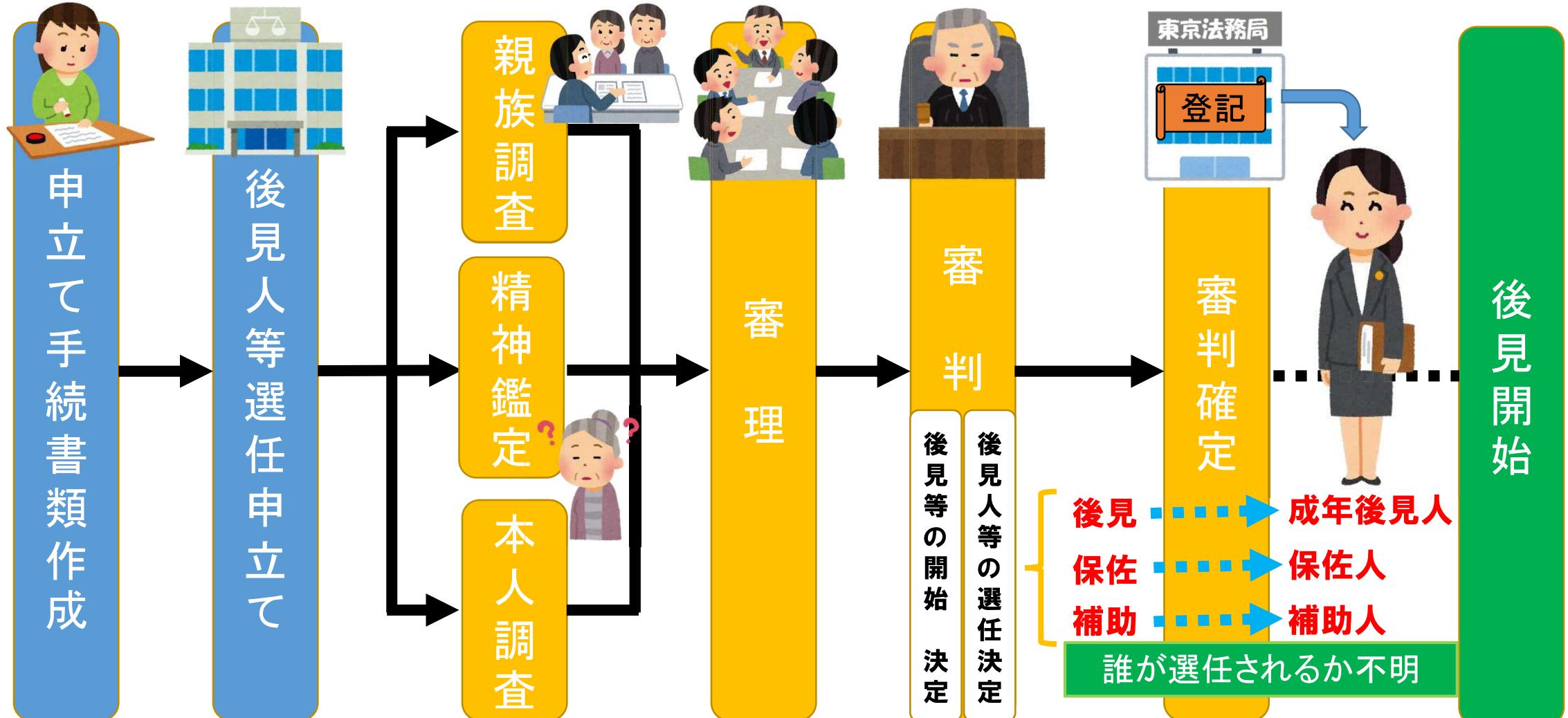


法定後見開始までの流れ



1~2ヶ月

2~3ヶ月

1ヶ月

法定後見制度の類型

認知症・知的障害・精神障害などによる判断能力の程度により、
後見、保佐、補助の3つの類型に分けられています。

この類型の違いで、代理できる権限が大幅に変わります（詳細後述）。

どの類型とするかは、申立人の依頼により作成された
「医師の診断書」によります。そして、家裁はこれを最重要視します。

★申立てが出来る人★

本人（補助レベル）、配偶者、四親等内の親族、検察官等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長（首長申立て）。
※「**補助**」の申立てを本人以外がする場合、**本人の同意が必要**

■ 基準(民法7条)

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者

■ 状況

本人の判断能力が全くない場合、つまり、自分の行為の結果について、合理的な判断ができず、自己の財産を管理・処分することができない状況。

具体的には、金銭管理や日常的に必要な買物も自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度。

■ 後見人の権限

後見人は、日常生活に関する行為(簡単な買物等)を除き、

すべての法律行為に関する取消権・代理権を持ちます。

代理権行使に本人の同意は不要(本人は同意できないから)

■基準(民法11条)

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者

■状況

本人の判断能力が著しく劣っていて、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である状況。具体的には、日常的に必要な買物程度は単独ができるが、重要な財産行為(不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等)は、自分でできないという程度。

■保佐人の権限 ※なお、代理権行使に本人の同意が必要

保佐人は、以下の重要な取引行為(民法13条1項)に対して、同意権・取消権を持ちます。代理権付与審判を得れば、これらの代理権も持ります。

- 1 元本を領収(利息、家賃等)し、又は元本を利用(貸付、賃貸し)すること
- 2 借財(借金)又は保証(保証人)すること
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪(売買等)を目的とする行為
- 4 訴訟行為
- 5 贈与、和解又は仲裁合意をすること(贈与を受ける場合は含まない)
- 6 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7 贈与の申込を拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込を承諾し、又は負担付遺贈を承認すること(本人が損をする行為)
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること(多額な費用支払)
- 9 民法602条に定める期間を超える不動産・動産の賃貸借をすること

■ 基準(民法15条1項)

精神上の障害により事理を弁識する能力が**不十分**である者

■ 状況

本人の判断能力が**不十分**で、自己の財産を管理・処分するには、
援助が必要な場合がある状況。

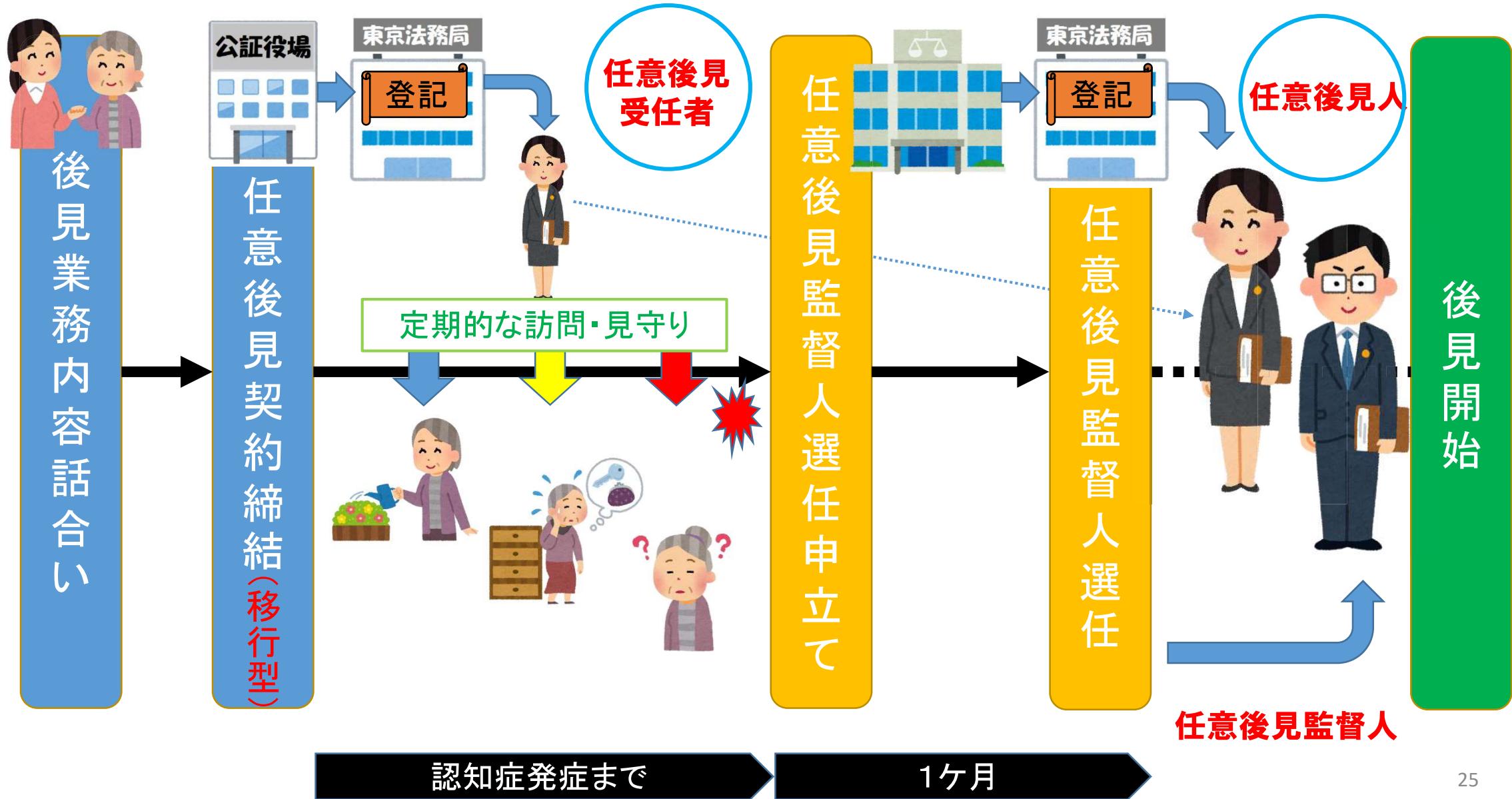
具体的には、**重要な財産行為**(不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等)について、**自分でできるかもしれないが、本人のために誰かに代わってやってもらった方がよい**という程度(**認知症の症状が出たり出なかったり**の状態)。

■ 補助人の権限

※なお、代理権行使に本人の同意が必要

補助人は、家庭裁判所の審判により**民法13条1項**に定められた
行為の一部について、**同意権・取消権、代理権**を持ちます。

任意後見開始までの流れ



任意後見契約の契約形態

契約形態	契約方法
即効型	<p>契約締結後、直ちに、任意後見監督人選任の申し立て</p> <p>契約締結時の本人の判断能力が問題になる場合があります。本人が契約できる状態にあったかどうかが疑われます(本来は法定後見の審判を受けるべきだった?)</p>
将来型	<p>契約締結後、判断能力が衰えてきた際に、任意後見監督人選任の申し立て</p> <p>将来支援をする契約相手(任意後見受任者)が、本人の状態を定期的に確認する必要があり、万が一疎遠になったり、仲が悪くなったりした場合、有効な任意後見を開始することが難しくなります。任意後見受任者には報酬がないため、疎遠になります。</p>
移行型	<p>見守り契約または財産管理等委任契約と一緒に契約し、判断能力低下に備えます</p> <p>契約締結後、任意後見受任者としてではなく、定期的に本人の見守りを行ったり、本人の委任代理人としての財産管理等業務を行うため、本人の判断能力が減退した兆候を見逃さずに、適切な段階で任意後見監督人選任の審判を申立てでき、続けて任意後見人へと移行し、後見業務を行うことができます。</p>

任意後見契約書の主な記載内容

■ 契約の発効時期、契約解除、契約終了条件

認知症発症等により、判断能力が**不十分**な状況となり、

任意後見監督人が選任されてから、いつまで契約が有効か

=>**本人死亡時は、残余財産を清算し、死後事務受任者又は相続人へ引き継ぐことになります**

■ 後見事務の範囲

代理権目録を協議して別様式で作成し、任意後見人が**本人に代理して**できる事務を明確にします

=>契約後、本人の判断能力がさらに低下し、目録記載以外の事務を代理する権限が必要になった場合は、**任意後見人を候補者とする成年後見人選任の申立てをし、成年後見人に就任します**



任意後見→法定後見への移行

■ 報酬

任意後見人へ支払う報酬額(月額) ※支払は任意後見人就任以降

任意後見契約書の主な記載内容②

■代理権目録に記載する主な事項

1. 財産の管理・保存・処分等
2. 金融機関との取引
3. 定期的な収入の受領及び費用の支払
4. 生活に必要な送金及び物品の購入等
5. 相続関係
6. 保険契約・保険金
7. 重要書類の保管及び各種手続
8. 介護契約その他の福祉サービス利用契約
9. 住居(不動産の購入・処分、借地借家契約、改築・修繕等)
10. 医療契約

任意後見契約書は、公正証書で作成することを法律で定められています